知って得する
相続税セミナー

ふくおか相続相談センター
山口　崇

第１部

相続時精算課税の活用法

～活用した方が得する家族
損する家族～

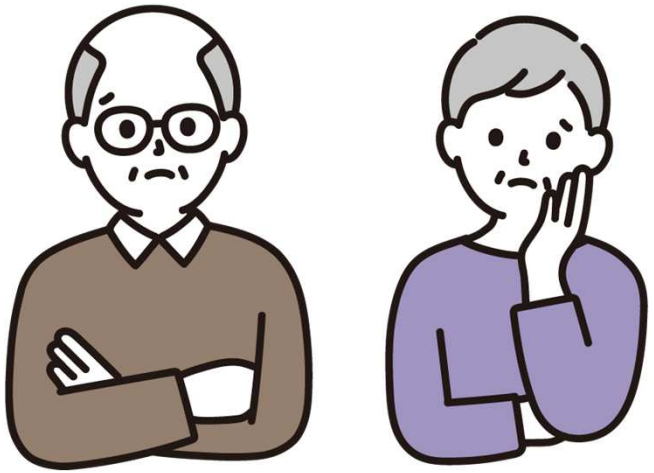

贈与税とは？

- 暦年課税
- 相続時精算課税

	暦年課税		相続時精算課税
適用対象者	すべての者（要件なし）		60歳以上の父母または祖父母などから 18歳以上の子または孫などに対し贈与
控除	基礎控除　１１０万円 （毎年使える）		基礎控除　１１０万円　**申告不要** 特別控除　２５００万円
税率	１０%～５５% （特例税率あり）		２０%
相続税との関係	贈与者（被相続人）の死亡前**７年以内**に贈与を受けた財産は相続財産に加算		贈与を受けたすべての財産を相続財産に加算
	３年から７年に延長される４年分については、この期間の加算対象額から総額で１００万円を控除する		毎年１１０万円分の贈与は相続財産に加算しなくてよい
評価	贈与時の価額		贈与時の価額

暦年課税と相続時精算課税の違い①（適用対象者）

相続時精算課税には適用要件がある！

【贈与者（財産を渡す人）】

60歳以上の父母または祖父母



【受贈者（財産をもらう人）】

18歳以上の直系卑属（子、孫）である推定相続人または孫

※推定相続人とは、贈与者が亡くなった場合に遺産を相続する人（相続人）

贈与税の計算

（暦年課税と相続時精算課税）

暦年課税と相続時精算課税の違い②
（贈与税の計算方法）

【暦年課税】

（財産の価格－基礎控除110万）×税率

※税率10%～55%

●贈与税の速算表

(1) 一般

課税価格	税率(%)	控除額	課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 特例

課税価格	税率(%)	控除額	課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

＜特例＞贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において18歳（注）以上の者に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算に使用します。

暦年課税と相続時精算課税の違い②
（贈与税の計算方法）

＜問題＞

A子（21歳）は、祖父（65歳）から令和8年5月に500万の現金を贈与により取得した。

暦年課税と相続時精算課税の違い②
（贈与税の計算方法）

＜解答＞

税率は「特例税率」を適用。

（5,000,000円-1,100,000円）×15%－100,000円

＝485,000円

特例

課税価格	税率(%)	控除額	課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

課税価額は基礎控除（110万）後の金額！！

暦年課税と相続時精算課税の違い②
（贈与税の計算方法）

【相続時精算課税】

（財産の価格－110万円－2,500万円）

×税率

※基礎控除110万（令和6年1月1日贈与から）

※特別控除2,500万円

※一律 税率20%

暦年課税と相続時精算課税の違い②
（贈与税の計算方法）

＜問題＞

B子（21歳）は、祖父（65歳）から令和8年5月に3,000万の現金を贈与により取得した。

※B子は相続時精算課税選択届出書を提出した。

暦年課税と相続時精算課税の違い②
（贈与税の計算方法）

＜解答＞

贈与税の計算は「相続時精算課税」を適用。

（30,000,000円-1,100,000円−25,000,000円）

×20%＝780,000円

※特別控除金額

30,000,000円-1,100,000円＝28,900,000円　＞25,000,000円

∴25,000,000円

相続時精算課税は撤回不可！！

※暦年課税にはもう戻れない

重要

相続税との関係

（暦年課税と相続時精算課税）

暦年課税と相続時精算課税の違い③
（相続税との関係）暦年課税の場合

【暦年課税】生前贈与加算

- 贈与者（被相続人）の死亡前７年以内に
  贈与を受けた財産は相続財産に加算（持ち戻し）

- 相続、遺贈で財産を取得した者が対象者
  ⇒相続財産を貰わなかった者は加算なし
  ⇒相続財産を貰わなかった孫には有効

暦年課税と相続時精算課税の違い③
（相続税との関係）暦年課税の場合

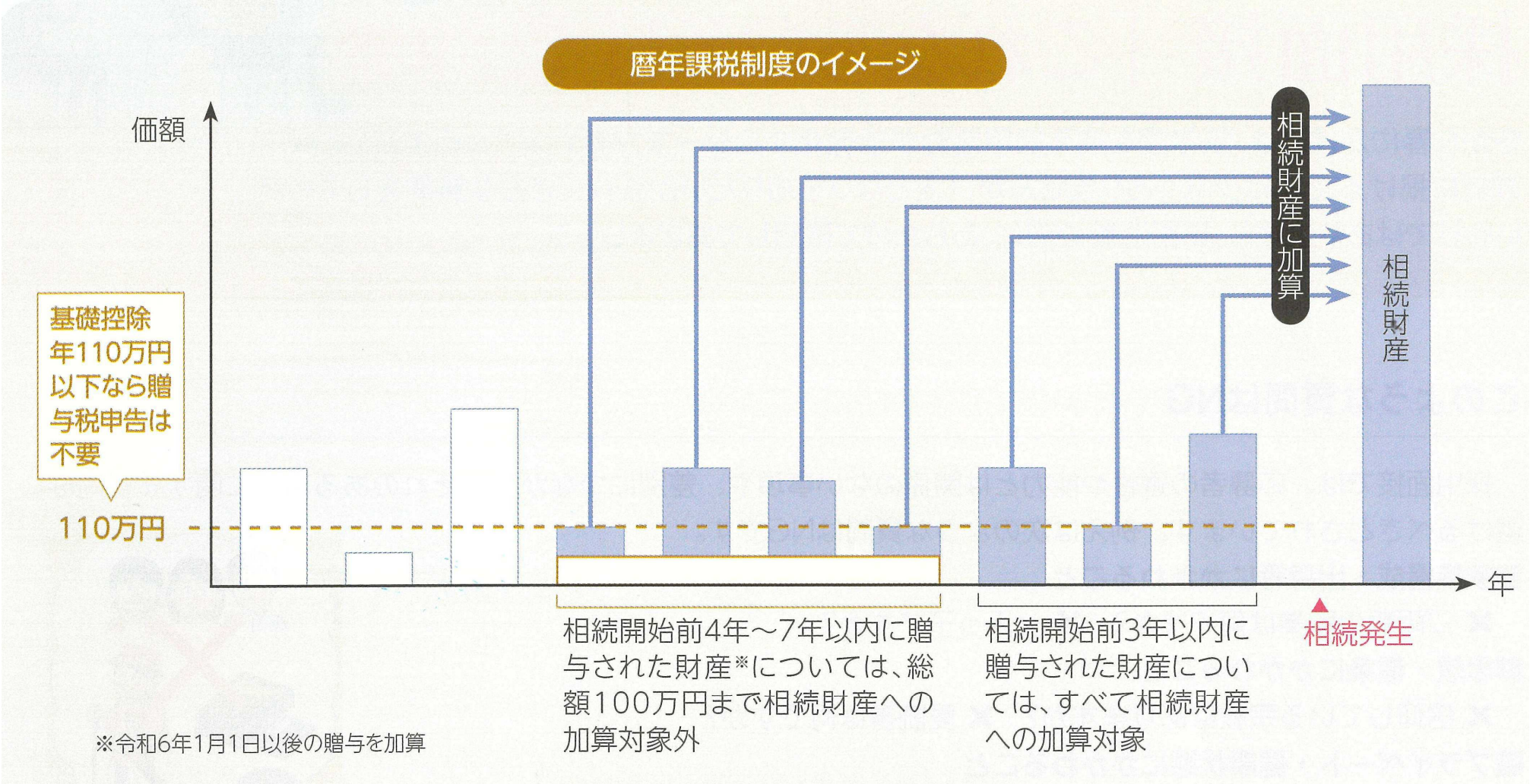

＜注意点＞　相続開始前７年以内の財産が持ち戻し

暦年課税と相続時精算課税の違い③
（相続税との関係）暦年課税の場合

相続・遺贈で財産を貰わない場合（例えば孫への贈与）は

「暦年課税」を活用しよう！！

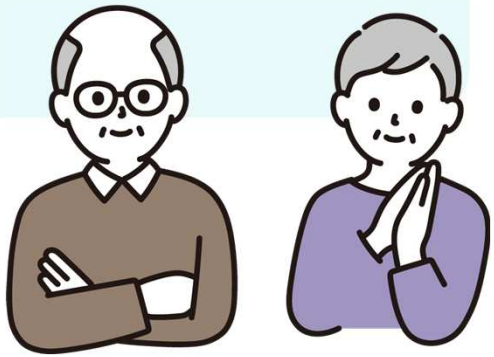

〈理由〉

相続・遺贈で財産を取得しない者は相続財産への持ち戻しなし

※生命保険の受取人の孫は、持ち戻しの対象です

暦年課税と相続時精算課税の違い③
（相続税との関係）相続時精算課税の場合

【相続時精算課税】

- 相続時精算課税を受けた財産は**すべて**相続財産に加算

- 相続時精算課税で財産を取得した者は対象者
  ⇒**相続・遺贈で財産を貰わなかった方も対象者になる**

相続時精算課税の適用には、慎重に！！

贈与税が安いからとの理由だけで判断しない

暦年課税と相続時精算課税の違い③
（相続税との関係）相続時精算課税の場合

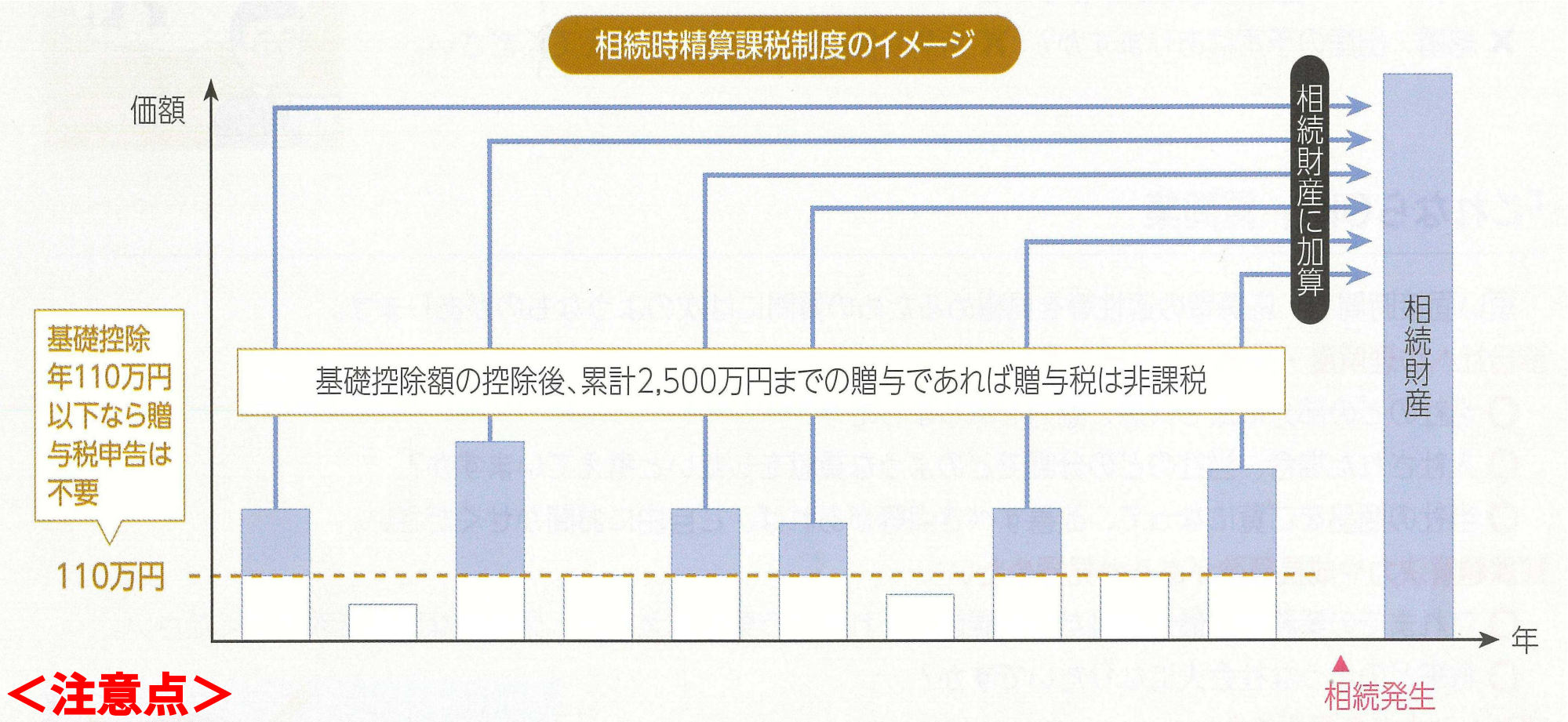

＜注意点＞

① 相続時精算課税で贈与を受けたすべての贈与財産が持ち戻し

② 110万円は対象から除く

暦年課税と相続時精算課税の違い③
（相続税との関係）相続時精算課税の場合

相続・遺贈で財産を貰う者（例えば子）は

「相続時精算課税」を検討しよう！！

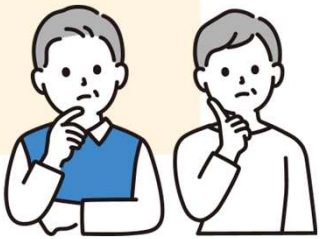



今後、<u>値上がりが期待できるもの</u>は、

積極的に「相続時精算課税」で生前贈与を！！

※相続の発生リスクが低い場合は「暦年課税」も検討しましょう
（基礎控除110万の活用）

＜注意点＞

一度、相続時精算課税を使うと暦年課税には<u>戻れない</u>

■　どっちを使えばイイの？

（暦年課税？

　それとも相続時精算課税？）

精算課税を活用した方が得する家族

①相続・遺贈で財産を貰う孫へ贈与したい場合

※生命保険の受取人になっている孫も含む

②推定相続人（子）に贈与したい場合

③短期間で多額の贈与をしたい場合

④高収益財産、価値上昇財産（土地、株式）を贈与したい場合

＜理由＞　贈与時の価格で相続税を計算するため

※宅地を贈与した場合、
小規模宅地等の減額（相続税）が適用できないため要注意！！

精算課税を活用した方が損する家族
⇒暦年課税での贈与

①相続・遺贈で財産を貰わない孫へ贈与したい場合

②長い期間をかけて低額の贈与をしたい場合

＜理由＞　相続開始前７年以内は持ち戻しがあるため

③配偶者や推定相続人（子）以外の者へ贈与する場合

＜注意点＞

以前は110万円の基礎控除を活用するため、暦年課税を選択。

⇒ 令和5年度改正により「相続時精算課税への110万円の控除」が創設されました

⇒ 精算課税も要検討！！

贈与税の優遇規定

贈与税がかからない方法①

「住宅取得等資金」に係る贈与税の非課税
（父母・祖父母からの贈与）

省エネ等の住宅　１０００万円
一般の住宅　５００万円



令和8年12月31日までの贈与があった場合に適用！！

贈与税がかからない方法②

「結婚・子育て資金」の一括贈与の非課税制度

非課税枠１０００万円



※令和9年3月31日まで

- **挙式や転居など、結婚に関連して支払われる費用**
- **妊娠、出産、育児に必要な費用**

贈与税がかからない方法③

「教育資金」の一括贈与の非課税制度

非課税枠１５００万円



※令和8年3月31日まで(延長なし)

＜注意＞通常、必要な教育費をその都度渡すことは扶養の範囲内であり、贈与税はかかりません。

贈与税の優遇規定（配偶者控除）

＜要件＞

①婚姻期間２０年以上の夫婦であること

②「居住用の住宅」「住宅取得用の資金」を

贈与した場合

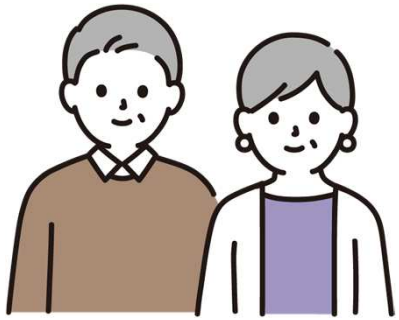

2,000万円まで贈与税は課税されない

早めの対策が最も効果的です。

お早めに

ふくおか相続相談センター

ご相談ください。

